

加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第107号）による資格の認定及び助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、又は遺児）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加東市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第107号）による資格の認定及び助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、又は遺児）
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第107号）による資格の認定及び助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、又は遺児）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第一条	加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第107号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の（福祉を図る）ことを目的とする。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）、乳幼児等、こども並びに（母子家庭、父子家庭及び遺児）（以下「母子家庭等」という。）に係る医療費の一部を助成すること（以下「福祉医療費の助成」という。）に関し必要な事項を定め、もってこれらの者の（福祉の増進を図る）ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第107号） 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則（平成18年規則第58号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項の受給の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第4項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第4項の受給の認定についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
---------------	--------------------	--------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第6項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第6項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第2項の受給の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第4項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第4項の受給の認定についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第6項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条第6項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第23号 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考

独自利用事務の対象者	ひとり親及びその児童又は遺児
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク

https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=1000020282286&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%B8%E7%99%82&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=6

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.